

老後の安心を支えるしくみとして定着してきました。

一方、制度の定着とともに総費用が急速に増大し、これまでの制度のままでは保険料の大幅な上昇が見込まれるため、「制度の持続可能性」が課題となっていました。また、「ベビーブーム世代」が2015年には高齢期に、2025年には後期高齢期に到達し、高齢化のピークを迎えること、認知症や一人暮らし高齢者の増加も見込まれることなど、新しい課題への対応が求められていました。

そこで、法施行後5年をめどとした制度全般の検証と見直し（法附則2条）では、2015年の高齢社会像を踏まえつつ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立を目指として、次の3つの基本的視点から制度見直しが行われました。

①「明るく活力のある超高齢社会」の構築

②制度の持続可能性

③社会保障の総合化

## 5) 介護保険制度改革の全体像

### (1) 予防重視型システムへの転換

①新予防給付の創設

軽度者（要支援・要介護1）を対象とした新しい予防給付を創設しました。マネジメントは市町村が責任主体となり、地域包括支援センターなどにおいて実施されます。

また、新予防給付のサービスとして、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」があります。

②地域支援事業の創設

要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業が介護保険制度に位置づけられました。市町村が実施主体となります。

■予防重視型システムへの転換（全体概要）

